

矢板市分別収集計画

—第1 1 期計画—

矢板市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）・・・	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）・・・・・・・・	7
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方 法・・・・・・・・・・・・・・・・	12
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）・・・	12
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）・・・	13
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・	14
	《特記事項》・・・・・・・・・・・・・・・・	16

矢板市分別収集計画

1 計画策定の意義

清潔で美しい都市環境を実現し、快適で良好な生活環境を確立するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた現代社会、ライフスタイルを見直し、資源循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、生活環境の保全を最大の目標にしつつ、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、三者が一体となりごみの減量や資源化に向けた取り組みを進めていくことが重要といえる。

本市におけるごみ処理は、可燃ごみや不燃ごみ等の収集・運搬を委託し、焼却及び中間処理・最終処分を、矢板市を含む2市2町より構成する塩谷広域行政組合が行っている。年々増加するごみ排出量に対応するため、本市では自家処理の推進や集団回収の奨励など、ごみの減量・資源化を前提とするごみ処理行政への転換を進めてきた。

使い捨て文化に伴うごみの急激な増加は、施設の処理能力に大きく影響を及ぼすこととなり、施設に搬入されるごみの量も能力の限界を超えるまでに至ったことから、「ごみの自家処理と減量化・資源化の促進」、「処理施設と最終処分場の延命化」、「受益者負担の公平化」、「ごみ処理に関する認識の啓発」、さらには「ごみを出す人が、ごみ減量・資源化にかかる経費を負担する」ことを目的として、平成7年10月、可燃ごみの有料制（指定袋制）を導入し、ごみの減量・資源化を促進してきた。市民の理解と協力によって減量・資源化へ一定の成果も得られたものの、ダイオキシン類発生の問題により家庭内での焼却が禁止されるようになったことから、処理量も年々増加を示すようになった。

以上のような状況において、処理施設に課せられた負荷の低減を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、本市では第11期分別収集計画を策定し、ごみの減量・資源化を推進する。

本計画は、現在行なっている5種16分別収集を基本とし、古紙類、金属類、ペットボトル、資源びん等の集団回収と処理施設内での資源回収について更なる推進を図り、容器包装廃棄物の回収について市民・事業者・行政が各々の役割を明確にし、具体的な推進策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。廃棄物処理施設の延命化とともに、一般廃棄物の減量と資源の十分な再利用を進め、「リサイクル推進のまち・矢板市」の実現に資することを目的として、本市では計画の円滑な推進を図ることとする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制方策として、リサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 不法投棄の防止、廃棄物の適正処理による地域環境の保全
- ③ 市民・事業者・行政が一体となったごみ排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の期間における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表 1 のとおりとする。なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量に加え、集団回収による量も含むものである。

表 1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
容器包装廃棄物量	1, 597 t	1, 569 t	1, 542 t	1, 515 t	1, 488 t

集 団 回 収 量	3 6 t	3 5 t	3 5 t	3 4 t	3 3 t
合 計	1, 6 3 3 t	1, 6 0 4 t	1, 5 7 7 t	1, 5 4 9 t	1, 5 2 1 t

《参考》 容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

区 分	2 0 2 6年度	2 0 2 7年度	2 0 2 8年度	2 0 2 9年度	2 0 3 0年度
スチール缶	9 3 t	9 2 t	9 0 t	8 9 t	8 7 t
アルミ缶	5 0 t	5 0 t	4 9 t	4 8 t	4 7 t
無色ガラスびん	3 6 t	3 6 t	3 5 t	3 5 t	3 4 t
茶色ガラスびん	5 7 t	5 6 t	5 5 t	5 4 t	5 3 t
その他ガラスびん	9 4 t	9 2 t	9 0 t	8 9 t	8 7 t
飲料用紙パック	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
段ボール	1 2 8 t	1 2 5 t	1 2 3 t	1 2 1 t	1 1 9 t
新聞紙	9 9 t	9 7 t	9 5 t	9 4 t	9 2 t
その他紙製容器	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
ペットボトル	6 2 t	6 1 t	6 0 t	5 9 t	5 8 t
白色トレイ	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
その他プラ製容器	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を推進するため、市民の協力等が、なお一層得られるよう、これらの方策を継続していくものとする。

表2 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策

施 策 名	具 体 的 内 容
資源物の集団回収の促進	・登録団体（町内会、PTA、子供会育成会、女性団体等）が自主回収した古紙、空き缶、びん類等の品目に応じて1 k gにつき5円から30円の報奨金のほか

	収集活動に対する支援として基本額 3, 0 0 0 円を加算して補助する。第 7 期計画時より基本額を増額することで、回収活動への参加意欲を高めることをねらいとした。 ・資源回収を行っている団体の大半は、子供会育成会や学校児童会等である。地球環境の保護と資源の大切さの意識を高めるとともに、別け隔てなくすべての資源回収を促すため、資源市場において逆有償となる場合がある品目についても報奨金を高額に設定することで回収を支援している。
可燃ごみ処理の有料制度	・ごみの処理にかかる費用を排出量に応じた負担とし、可燃ごみの減量と、可燃ごみに含まれる資源物のリサイクルを図るため、有料の指定ごみ袋制度を導入している。(2 0 0 2 0 円、3 0 0 3 0 円、4 0 0 4 0 円)
資源物のステーション回収の実施	・排出者の利便性を高めるため、缶類を含む不燃ごみやペットボトルの回収については月 2 回、新聞紙、牛乳パック、段ボール、雑誌・雑紙、びん類については月 1 回のステーション回収を実施している。
資源物拠点回収の実施	・市役所や公民館、市内 3 箇所の公共施設に資源物回収拠点を設置。 ・回収品目はペットボトル、発泡スチロール、発泡トレイ、牛乳パック、廃食用油としており、屋外に回収ボックスを配置することで早朝や夜間でも排出できるようにするなど、住民の利便性に配慮している。 ・片岡公民館、泉公民館の 2 施設については、リサイクルハウスを設置し古紙等の回収も実施している。
不燃ごみ及びびん類のコンテナ収集の実施	・不燃ごみの収集に際し、びん・缶等の資源化に向けた分別の推進と作業中の危険回避、収集効率の向上を目的にコンテナ収集を実施している。
出前講座	・各行政区や市民団体等のほか、各小中学校に職員を派遣し、ごみ処理の状況やごみ減量についての研修を行う。

過剰包装自粛・ リサイクル協力店	・スーパーや商店等と消費者の相互協力により、簡易包装や買い物袋持参運動を奨励し、店頭における啓発活動を住民との協働により実施。また、小売店における食品トレイやペットボトル、生きびん、牛乳パック等の回収を推進。
生ごみ処理容器等 設置補助事業	・台所から出る生ごみを堆肥化する容器等の購入者に対し補助を行うことで、自家処理を推進し、ごみ減量と生ごみの活用を図る。 コンポスト容器 2分の1補助 上限 3,000円 電気式処理容器 2分の1補助 上限30,000円 生ごみ処理器「キエーロ」 2分の1補助 上限30,000円
環境教育の推進	・身近な川の生き物を調査することによって、子どもたちの環境保護意識を高め、ていくことを目的に、小学校に職員を派遣しているほか、環境文化都市やいた創造会議と連携して、環境保護啓発のイベントに協力している。
事業系ごみの分別 推進	・事業所ごみは、自己処理又は処理施設に直接搬入又は委託となっており、搬入の際は、事業所の分別意識の向上と排出者責任の意識向上を図るため、透明又は半透明の袋に入れ事業所名を記載するルールとしている。 ・施設に搬入される事業系ごみのうち、古紙類を分別して資源化しやすい状態にして搬入した場合、無料で受け入れている。企業が積極的な資源化に取り組むことにより、負担が少なくなるシステムとしている。 ・定期的を実施する処理施設での搬入物内容調査の結果に基づき、事業者へ容器包装分別についての指導および案内を実施している。
廃食用油リサイクル せっけん作り運 動の推進	・廃食用油は、固めたり、布や紙に吸わせたりして焼却処理に回ったり、ときには、流し台から河川に流されることから、環境問題の1つとなっている。これらの廃食用油の有効利用を図ると共に、リサイクル意識を向上するため、廃食用油を原料とした粉せっけん、固形せっけん、液体せっけん作りを推進している。
カラスネットの無	・可燃ごみの排出から収集までの間、カラスや犬、猫等の被害から守るため、希

償貸与	望するステーションにカラスネットを無償貸与している。ネット管理は利用者間で行われており、地域の美化意識の向上を推進している。
小型家電などの拠点回収	・平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、市役所および泉公民館・片岡公民館において家庭用電化製品の拠点回収を実施している。 ・処理施設で処理できないPCリサイクル該当品については積極的に回収することで、市民の利便性を図るとともに、ごみの最終処分量の低減にもつながっている。
蛍光管のリサイクル回収	・蛍光管は主要な構成物であるガラスのほか、電極部分の金属に加え、内部の蛍光粉に含まれる水銀からなり、そのほとんどがリサイクル可能である。塩谷広域行政組合では平成27年度より蛍光管リサイクル装置の稼働を開始しており、本市においても、ごみステーションへの排出による分別回収や市庁舎での拠点回収を開始した。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画における対象品目を分別収集するため、現在の5種区分を継続していくものとする。このうち、飲料用紙パック及び段ボール、新聞紙、その他の紙、ペットボトル、ガラスびんについては、資源物として市民（排出者）が既存のステーションへ排出するものとする。また、缶類および蛍光管については、それぞれ不燃ごみとして収集し、施設において分別（選別）するものとする。

表3 分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
	2026年度～2030年度
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶 類 (不燃ごみ) (集団回収)
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん (資源物) (集団回収)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック (資源物) (集団回収) (拠点回収)
主として段ボール製の容器	段ボール (資源物) (集団回収)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙 (資源物) (集団回収)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル (資源物) (集団回収) (拠点回収)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ・発泡スチロール (拠点回収)

《参考》 分別種類と排出される容器包装廃棄物

分別種類		排出される容器包装廃棄物	
	可燃ごみ	厨芥ごみ、紙くず、ビニール、衣類、布製品、 紙おむつ（汚物は除く）、革製品・履物類、 木くず	その他の紙製容器包装 その他のプラスチック製 容器包装
	不燃ごみ	金属類、小型家電、硬質系プラスチック、 陶磁器類、ガラス類、空き缶類	スチール製の容器 アルミ製の容器
	資源物 （古紙類）	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、広告紙、 ボール紙、包装紙、封筒、その他再生可能な紙	飲料用紙製容器 段ボール その他の紙製容器包装
	資源物	ペットボトル	ペットボトル
	資源物	飲料びん・調味料びん・食品びん	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
そ の 他	粗大ごみ	家庭用電化製品、ガスレンジ、家具、自転車、 ストーブ、ベビー用品、スポーツ用品	—
	有害ごみ	電池・蛍光灯・ライター・ガス缶	—

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
スチール製容器	93	92	90	89	87
アルミ製トレイ	50	50	49	48	47
無色のガラス製容器	36	36	35	35	34
うち引渡량	36	36	35	35	34
うち独自処理量	0	0	0	0	0
茶色のガラス製容器	57	56	55	54	53
うち引渡량	57	56	55	54	53
うち独自処理量	0	0	0	0	0
その他のガラス容器	94	92	90	89	87
うち引渡량	20	19	19	19	18
うち独自処理量	74	73	71	70	69
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	3	3	3	3	3
段ボール製容器	128	125	123	121	119
その他の紙製容器包装	5	5	5	5	5
うち引渡량	0	0	0	0	0
うち独自処理量	5	5	5	5	5
ペットボトル（飲料及びしゅ うゆ等）	62	61	60	59	58
うち引渡량	0	0	0	0	0

うち独自処理量	62	61	60	59	58
白色トレイ	1	1	1	1	1
うち引渡量	0	0	0	0	0
うち独自処理量	1	1	1	1	1
その他のプラ製容器包装（白 色トレイ含まず）	1	1	1	1	1
うち引渡量	0	0	0	0	0
うち独自処理量	1	1	1	1	1

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率は過去2年間の人口の推移より推定

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
29,876人	29,350人	28,833人	28,326人	27,827人	27,337人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
—	98.24%	98.24%	98.24%	98.24%	98.24%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、表5のとおりとする。

紙パック及び段ボール、その他の紙は市民（排出者）が排出時に分別・梱包してステーションに排出する。これらを委託業者が収集して再生資源事業者へ運搬し、貯留を行う。缶類については、不燃ごみとして収集したものを塩谷広域行政組合の処理施設内において分別（選別）し、貯留する。ペットボトルについては、資源物として収集し、塩谷広域行政組合において圧縮・梱包し貯留する。ガラスびんについては、飲料びん、調味料びん、食品びんを資源びんとして収集したものを塩谷広域行政組合内に貯留し、再生資源事業者へ引き渡す。

加えて、市民に対しては「矢板市資源回収報奨金制度」を利用して積極的な集団回収を進め、各廃品回収事業者による貯留を行う。

表 5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の 区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期回収	塩谷広域行政組合 (選別→貯留)
	アルミ製容器		回収団体	廃品回収業者
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ガラスびん	委託業者による 定期回収	塩谷広域行政組合 (貯 留)
	茶色のガラス製容器		回収団体	廃品回収業者
	その他のガラス製容器		回収団体	廃品回収業者
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による 定期回収	再生資源事業者 (貯 留)
	段ボール	段ボール	回収団体	廃品回収業者
	その他の紙製容器包装	その他の紙	回収団体	廃品回収業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期回収	塩谷広域行政組合 (梱包→貯留)
			回収団体	市(貯留)→ 塩谷広域行政組合
	その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ 発泡スチロール	市職員による 選別運搬	再生資源事業者 (梱包→貯留)

注) 塩谷広域行政組合は、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町によって構成されており、資源化のための収集・運搬及び中間処理等は統一した施策に基づき実施する予定である。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の概要は、表6のとおりとする。各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

一方、塩谷広域行政組合で行う中間処理については、缶類、ガラスびんを現有粗大ごみ処理施設にて分別（選別・圧縮）し、ペットボトルは、施設内の減容機で圧縮・梱包する。

表 6 分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理施設
資源物	飲料用紙製容器	十文字に縛る	リサイクルハウス (市内 2 ヶ所) 収集ステーション (市内約 750 ヶ所)	パッカー車 (委 託)	古紙再生 資源業者
	段ボール				
	その他の紙製容器包装				
	ペットボトル	プラスチックコンテナ	拠点回収ステーション (市内 3 ヶ所) 収集ステーション (市内約 750 ヶ所)	パッカー車 (委 託)	塩谷広域行政組合 減容処理施設
	無色のガラス製容器	プラスチックコンテナ	収集ステーション (市内約 750 ヶ所)	パッカー車 (委 託)	塩谷広域行政組合 粗大処理施設
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
不燃ごみ	スチール製容器	プラスチックコンテナ	収集ステーション (市内約 750 ヶ所)	パッカー車 (委 託)	塩谷広域行政組合 粗大処理施設
	アルミ製容器				

- 注) 1. 収集ステーションは、市内の広範囲に設置しているものであり、通常の収集に使用する。
2. リサイクルハウスは、市内の公民館（泉公民館・片岡公民館）に設置している。

分別収集計画が実効あるものとするため、次のことを継続的に取り組むものとする。

- (1) 自治会・市民団体等の資源ごみ集団回収活動に対する支援を継続して実施する。
- (2) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行う。

《特記事項》

1. 分別収集の特徴

本市におけるごみ処理のフローは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみの5種分別収集を実施している。従前より塩谷広域行政組合の処理施設に搬入されるごみの量が処理能力の限界に達する状況であったことから、平成7年10月、可燃ごみの排出方法を有料指定袋制に切り替え、ごみの減量と資源化の推進を図ってきた。現在、資源ごみ・不燃ごみとして収集している廃棄物は、広域行政組合の粗大ごみ処理施設や資源回収業者及び再生資源業者に引き渡し、資源化を行っている。不燃ごみに含まれる空き缶類については、排出段階における市民の分別にかかる負担を出来るだけ少なくする目的で、塩谷広域行政組合の処理施設等を有効活用し、処理段階で選別・回収を行うこととしている。古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他の紙）の資源回収は、平成5年4月から分別収集を開始した。平成7年4月からはペットボトルも新たに資源物として収集を開始した。また、平成14年4月からはびん類も資源物に加え収集を開始している。

本市においては、通常のごみステーションでの回収に加え、リサイクル意識の向上と排出機会の向上のため、市有施設における拠点回収も実施している。発泡スチロール・発泡スチロール製食品トレイについては、スーパー等の店頭において自主的に回収が行われているが、平成18年度より市施設においても拠点回収を開始した。また、平成20年度からはペットボトル・廃食用油、さらに平成26年6月からは小型家電リサイクル法に基づいた家庭用電化製品の拠点回収も実施している。

近年新たに開始した取り組みとしては、令和4年4月よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づいて、回収する品目を絞った上で実験的にプラスチック製品の拠点回収を実施している。これら資源物の回収は、市庁舎や公民館に設置された拠点回収ステーションや「リサイクルハウス」にて回収を行っている。

本計画策定における基本的な分別収集の考え方は、排出から処理・処分までの現行システムを効率的に活用することを前提としているが、プラスチック製品の分別回収については他の塩谷広域行政組合構成市町との兼ね合いを考慮しつつ、実現に向けて考察を重ねることとする。

2. 第5項について

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、廃棄物収集業者が月例で報告する実績をもとに、人口の推移により算出した値に、可燃ごみに含まれる容器包装廃棄物（可燃ごみの総重量の20%と推定）を加算したものとした。

3. 第7項について

容器包装廃棄物の分別収集については、容器包装廃棄物の回収を既に実施しているため、現行の収集体制を基本とし、変更は行わない方針である。

4. 第8項について

本市においては、その他のプラスチック製容器包装を除き、容器包装廃棄物の回収を既に実施している。したがって、飲料用紙製容器、段ボール及びその他の紙製容器包装については、従来からの回収実績に基づき、また、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器については、集団回収量および施設での資源回収量を基に見込み量を決定している。また、空き缶、空きびんについては、施設処理の段階で選別・資源化を行なっていることから施設での資源化量と集団回収量を基に見込量を決定している。

回収した飲料用紙製容器、段ボール及びその他の紙製容器包装については、民間業者のルートに乗せてリサイクルする計画であり、特に現状の回収量とルートに支障が出ない限り、現在のルートを継続して使用する。

矢板市分別収集計画

－第11期計画－

策定 令和7年9月

矢板市生活環境課